

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除後の  
段階的な社会経済の活動レベルの引き上げ等を踏まえた  
当機構の業務体制について（お知らせ）

令和2年7月10日  
公益財団法人 建設業適正取引推進機構

当機構では、政府による4月7日の「緊急事態宣言」の発令以降、出勤する役員数の削減や時差通勤等によって新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、業務を継続してまいりました。

政府では、5月25日の緊急事態宣言の解除後、概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとしていたところ、その方針のとおり、本日（7月10日）から段階的緩和を行うこととしたことを踏まえ、当機構では本日より、時差通勤等によって新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら業務を遂行することとします。

このため、皆様からのお問い合わせ等への対応にお時間をいただくこと等があり得ますが、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、当機構が主催する講習会につきましては、「3つの密」（密閉、密集、密接）を回避するなど感染拡大を防ぐために十分な対策を講じ、受講される皆様が安心してご参加いただける環境を確保して、本日（7月10日）から再開いたします。当機構における主催講習会での新型コロナウイルス感染拡大防止対策につきましては、当機構ホームページをご覧ください。

[http://www.tekitori.or.jp/200710\\_corona.pdf](http://www.tekitori.or.jp/200710_corona.pdf)

また、企業・団体等の皆様からの講師派遣の依頼につきましては、ご希望に応じた場所へ講師を派遣させていただく対応のほか、依頼者側にてご用意いただくテレビ会議システムやweb会議システム等を活用して、講師の講義を受講者に配信する形式による対応も可能ですので、ぜひご検討ください。

引き続き当機構の業務にご理解を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。